

令和7・8年度

建設工事競争入札参加資格審査申請手続きの概要

三次市が、令和7年度及び8年度に発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「資格審査申請書等」という。）を、所定の期日までに提出しなければなりません。なお、**電子申請のみ**での申請受付です。電子での申請をお願いします。（**窓口申請はありません。**）

1 電子申請の概要

- 令和7・8年度の入札参加資格の当初申請においては、広島県及び県内市・町が共同して運用する「資格審査受付システム」を利用し、インターネットを経由する申請（電子申請）を行ってください。
- 電子申請は、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査を申請する場合に行うことができます。
※物品購入等、業務委託（建設工事、建設コンサルタント等業務は除く。）及び修繕等の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格審査を受けようとする者は、書面による申請（窓口申請）を行ってください。電子申請はできません。
- 電子申請を行うためには、電子入札と同じ電子入札コアシステムに対応したICカードを使用し利用する場合と、ICカードを使用せず「商号又は名称」と「利用者登録番号」により利用することができます。利用者規約等をよく確認していただくとともに、利用者登録番号を持っていない場合は、事前準備（利用者登録等）を行う必要があります。
- この「資格審査受付システム」は、広島県と県内市・町の共同利用システムのため、申請項目は統一され、1回の入力で複数の自治体に一括して申請することが可能です。電子申請により、書類持参の移動時間や申請受け付けの待ち時間等の負担を軽減することができます。
- 電子申請においては、申請先自治体で共通する添付資料についても広島県に一括送付できます。
- 詳細は広島県の電子申請の概要・手引き等をご確認ください。

2 申請について

(1) 申請期間

申請は、次の受付期間・システム利用時間内に行ってください。

受付期間 (土日祝日を除く)	受付時間	
令和6年11月 1日（金）から 令和6年11月22日（金）まで	午前9時～午後5時	※この期間中に必要な情報等をシステムに入力し、送信を完了させる必要があります。 ※この期間を過ぎると受け付けることはできません。 必ず期間中に申請してください。

(2) 電子申請添付書類の提出期限・提出場所

ア (1)の申請期間内に申請を完了し、次の書類を三次市又は広島県へ提出してください。

イ 電子申請添付書類の提出期限・提出場所については次のとおりです。

※添付書類の持参または郵送可。

提出期限 (※必着)	提出先等
令和6年11月29日(金)	・広島県への提出書類 (三次市内業者及び三次市外業者) 「6 提出書類等一覧表」の「番号1, 番号3, 5, 6及び番号8～17」 ・提出先 〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ
	・三次市への提出書類 (三次市独自資料) (三次市内業者) ※主たる営業所を市内に有する者 「6 提出書類等一覧表」の「番号1及び番号18～20」 (三次市外業者) ※主たる営業所を市外に有する者 「委任状」の提出がある場合は、次の書類を提出 「6 提出書類等一覧表」の「番号1及び番号7」 ※「委任状」の提出がない場合は、番号1の提出も必要ありません。 ・提出先 〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市総務部財政課契約係 (三次市役所東館4階)

3 申請資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者。
- イ 入札参加資格の申請に係る申請を行おうとする建設工事の業種について、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていない者。
- ウ 入札参加資格の申請に係る申請を行おうとする建設工事の業種について、必要な経営事項審査(建設業法第27条の23第1項の審査をいう。)を受けていない者。
- エ ウで定める経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高がない者。
- オ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに法人税、所得税、消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がある者。
- カ 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は三次市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から2年を経過している者を除く。
- キ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出の義務を履行していない者(届出の義務がない者を除く)
- (ア)雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (イ)健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- (ウ)厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ※社会保険等未加入者(届出の義務がない者を除く)の申請は受付できませんので、ご注意ください。

4 必要な経営事項審査の総合評定値通知書

経営事項審査の結果通知書等の審査基準日等の要件（※）	
令和7・8年度当初申請	<p>令和5年4月1日以降に審査基準日が到来したもので最新のもの</p> <p>※「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」になっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。</p>

※「審査基準日」…経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日

※「保険への加入が確認できる書類」とは、次のとおりです。

(1) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し

(2) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

5 入札参加資格の有効期間

この資格が認定された日から令和8年度の末日までとします。

ただし、この資格は、令和9年度においてもその年度における資格が認定される日までには有効とします。

6 提出書類等一覧表（資格審査申請書等）

・システムで別途定める様式により必要情報を入力し、必要なファイルを添付して送信してください。

・システム画面上で入力・添付及び送信しない書類のうち、

①三次市内業者・三次市外業者ともに共通書類（番号1、番号3、5、6及び番号8～17）については、広島県に提出してください。

②三次市内業者は、番号1及び三次市独自書類（番号18～20）を三次市に提出してください。

三次市外業者は、番号1及び三次市独自書類（番号7）を三次市に提出してください。※委任状の提出がない場合は番号1の提出も必要ありません。

・○印は提出が必須のものを示し、●印は資格審査受付システム上で入力が必要なものを示します。

△印は届出、加入、認証取得等をしているなど、該当がある場合に提出が必要なものを示します。

番号	提出書類等	様式	電子申請	
			市内業者	市外業者
1	送信完了兼受付票（市内業者は三次市へも提出。市外業者は番号7「委任状」の提出がある場合のみ三次市へも提出）	—	○	○
2	営業所情報	—	●	●
3	建設業許可申請書の写し ※更新手続き中の場合のみ提出。 直近に申請した受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別記様式第1号及び別表）の写し	—	△	△

番号	提出書類等	様式	電子申請	
			市内業者	市外業者
4	<p>必要な経営事項審査総合評定値通知書の情報</p> <p>※令和5年4月1日以降に審査基準日が到来したもので最新のもの</p>	—	●	●
5	<p>市税について滞納がないことを証する書面（滞納がないことの証明書）【写し不可】</p> <p>※電子で資格審査申請する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。</p> <p>※市外業者の場合、市内に営業所等がないなどのため三次市に税金を納める必要のない場合には、必要ありません。この場合、番号「1」の送信完了兼受付票のチェック欄「次の自治体の県税又は市町税については、納税義務がありません。」にチェックを入れ、三次市を○で囲んでください。</p>	—	○	△
6	<p>消費税及び地方消費税の納税証明書又はその写し（電子納税証明書のファイル添付可） （免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。）</p> <p>※国税通則法施行規則別紙第9号様式その3による納税証明書（未納の税額がないことの証明）のほかに、税目を指定した「その3の2」（申告所得税と消費税及び地方消費税）や「その3の3」（法人税と消費税及び地方消費税）による証明も可とします。</p> <p>※電子で資格審査申請する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。</p>	—	○	○
7	<p>委任状（代表取締役等から支店長などに対する委任事項を証した書面）【写し不可】（市外業者のみ三次市へ提出）</p>	様式 第2号	—	△
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用状況報告書の写し（障害者の雇用割合が法定雇用率以上であること） …障害者雇用義務のある者 ・ 障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し …障害者雇用義務のない者 <p>※県内業者のみが対象です。障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下、「障害者」という。）を雇用する義務のある者で、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写しを提出してください。また、障害者を雇用する義務のない者で、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者は、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類【本人の身体障害者手帳又は療育手帳等及び本人の健康保険証等】の写しを提出してください。</p>	—	△	△
9	<p>建設業労働災害防止協会加入証明書の写し</p> <p>※資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。</p>	—	△	△

番号	提出書類等	様式	電子申請	
			市内業者	市外業者
10	ISO14005準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し	—	△	△
11	建設キャリアアップシステム（CCUS）にログイン後の「事業者情報」画面の写し	—	△	△
12	技能者一覧表 ※建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録している場合のみ必要。	広島県 様式 第1号	△	△
13	登録技能労働者数が確認できる書類の写し ※建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録をしている場合のみ必要。	—	△	△
14	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し ※資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。 ※県内業者のみが対象です。「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」（広島県様式）により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。	—	△	△
15	一般社団法人日本造園建設業協会の実施する街路樹剪定士資格制度における街路樹剪定士の登録認定証の写し ※造園工事の入札参加資格を希望する者で登録を受けている技術者を有する者のみ提出してください。	—	△	△
16	協力雇用主登録証明書の写し ※資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを県内業者のみが対象です。 ※「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」（広島県様式）により、広島保護観察所（TEL082-221-4651）が発行した証明書を提出してください。証明書発行の申請方法は、郵送のみです（窓口での申請不可）。交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・110円切手貼付）を同封し、申請してください。提出してください。	—	△	△
17	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し ※資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。 ※県内業者のみが対象です。証明書の発行については、公益財団法人暴力追放広島県民会議（TEL082-511-0110）にお問い合わせください。	—	△	△

番号	提出書類等	様式	電子申請	
			市内業者	市外業者
18	市税等納税調査承諾書（市内業者のみ三次市へ提出）	様式 第4号	○	—
19	経営管理責任者証明書の写し（市内業者のみ三次市へ提出） ※建設業許可申請時に添付した様式第7号（経營業務の管理責任者証明書）の写しで可	—	○	—
20	専任技術者証明書の写し（市内業者のみ三次市へ提出） ※建設業許可申請時に添付した様式第8号（専任技術者証明書）又は別紙四（専任技術者一覧表）の写しで可	—	○	—

※各様式の日付は申請書を提出する日をご記入ください。

※各様式の㊟と表示されている部分には、その欄に該当する印を押印の上、ご提出ください。